

## ○奈良県少年警察支援員運用要綱の制定について

(平成16年3月29日例規第11号)

[沿革] 平成18年3月例規第9号、21年11月第30号、31年4月第23号、令和元年6月第28号、2年3月第11号改正

別記のとおり制定し、平成16年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

### 別記

#### 奈良県少年警察支援員運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、奈良県少年警察支援員（以下「支援員」という。）の身分、勤務等について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 身分、任用等

- 1 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、その任用、勤務条件、服務その他就業に関する事項は、奈良県警察会計年度任用職員の任用、勤務条件、服務等に関する要綱の制定について（令和2年3月例規第7号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。
- 2 支援員は、生活安全部少年課に配置するものとする。

#### 第3 勤務時間

- 1 支援員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり28時間45分とする。

#### 第4 職務等

- 1 支援員は、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の指揮監督の下に、奈良県警察における少年警察活動のうち、少年警察補導員及びその他の警察職員（以下「少年警察補導員等」という。）が行う次の業務を支援する活動に従事するものとする。
  - (1) 規範意識啓発活動の実施
  - (2) 関係機関、少年警察ボランティア等との連携
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項
- 2 この要綱に定めがあるもののほか、支援員の職務に関し必要な事項は、奈良県少年警察活動要領の制定について（平成14年12月例規第69号）及び少年警察補導員活動要領の制定について（平成12年12月例規第61号）に定めるところによる。

- 3 支援員が、その職務遂行上、書類に職名を記載する必要がある場合においては、その職名を少年警察支援員と記載すること。

## 第5 勤務場所

支援員の勤務場所は、生活安全部少年課少年サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）とする。ただし、少年課長は、必要があると認めるときは、サポートセンター以外の場所において職務を行わせることができるものとする。

## 第6 服装等

- 1 支援員の服装は、端正な私服とし、勤務中は、奈良県少年警察支援員証（別記様式第1）を携帯しなければならない。
- 2 職務の執行に当たり、支援員であることを示す必要があるときは、奈良県少年警察支援員証を提示しなければならない。

## 第7 運用上の留意事項

少年課長は、支援員の運用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 職務に必要な指導教養を徹底すること。
- 2 職務に従事させる場合は、身分を明らかにして行わせること。
- 3 規範意識啓発活動等、支援員にサポートセンター以外の場所において職務を行わせるときは、少年警察補導員等を同行させること。
- 4 言語及び態度に注意させ、親切丁寧な対応に努めさせること。
- 5 受傷事故防止に十分配慮させること。

## 第8 報告

- 1 支援員は、勤務の状況について、勤務中取り扱った事項その他所要の事項を勤務日誌（別記様式第2）に記載し、少年課長に報告しなければならない。
- 2 少年課長は、支援員の活動に伴う反響、紛議、効果的な活動事例等についてはその都度、警察本部長に報告するものとする。

（別記様式省略）